

中華人民共和国国務院令

第 540 号

『中華人民共和国営業税暫定施行条例』は、既に 2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択され、ここにて改正後の『中華人民共和国営業税暫定施行条例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2008 年 11 月 10 日

中華人民共和国営業税暫定施行条例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和国国務院令第 136 号で公布、
2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択)

第1条 中華人民共和国国内において本条例に定める役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する事業者及び個人は、営業税の納税義務者とし、本条例に従い、営業税を納付しなければならない。

第2条 営業税にかかる税目及び税率は、本条例に添付している「営業税税目税率表」により執行する。

税目及び税率にかかる調整については、国務院により定める。

納税者が娯楽事業を經營する場合、その具体的に適用される税率については、省、自治区、直轄市の人民政府により本条例に定める範囲内で決める。

第3条 納税者は、異なる税目にかかる営業税の課税役務（以下「課税役務」という）を兼営し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する場合、

それぞれ異なる税目にかかる営業額、譲渡額、売上額(以下併せて「営業額」と総称する)を計算しなければならない。営業額をそれぞれ計算していない場合、高い方の税率を適用する。

第4条 納税者は、課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する場合、営業額及び所定の税率により納税すべき額を計算する。納税すべき額の計算公式は、以下のとおりとする。

$$\text{納税すべき額} = \text{営業額} \times \text{税率}$$

営業額は人民幣により計算する。納税者が外貨で営業額を決済する場合、人民幣に換算して計算しなければならない。

第5条 納税者にかかる営業額は、納税者が課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売することにより取得する全ての代金及び価格以外の費用とする。但し、次の各号に掲げる状況を除く。

- (1) 納税者が請負う運輸業務を他の運送事業者又は個人に下請させ、その取得する全ての代金及び価格以外の費用から、他の運送事業者又は個人に支払う運輸費用を控除した後の残額を営業額とする。
- (2) 納税者が観光業務に従事する場合、その取得する全ての代金及び価格以外の費用から、観光者のため他の事業者又は個人に対し支払う宿泊費、食事費、交通費、観光先入場券、並びにその他の観光団受入企業に支払う観光費を控除した後の残額を営業額とする。
- (3) 納税者が建築工事をその他の事業者の下請させる場合、その取得する全ての代金及び価格以外の費用から、その他の事業者に対し支払う下請代金を控除した後の残額を営業額とする。
- (4) 外貨、有価証券、先物などの金融商品取引業務である場合、売値から買値を控除した後の残額を営業額とする。
- (5) 国務院財政、税務主管部門が定めるその他の状況。

第6条 納税者が本条例第5条の規定により、関連項目を控除することにより、取得する証憑が法律、行政法規又は国务院稅務主管部門の関連規定に合致していない場合、当該項目の金額を控除してはならない。

第7条 納税者が課稅役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する価格が著しく低く、かつ正当な理由もない場合、主管稅務機關がその營業額を審査確定する。

第8条 下記の項目については、營業稅の徵收を免除する。

- (1) 託児所、幼稚園、養老院、障害者福祉機構が提供する養育サービス、結婚紹介、葬儀サービス。
- (2) 障害者個人が提供する役務。
- (3) 病院、診療所その他の医療機構が提供する医療サービス。
- (4) 学校、その他教育機構が提供する教育活動、学生アルバイトにより提供する役務。
- (5) 農業機械耕作、排水灌漑、病虫害駆除、植物保護、農業牧畜保険並びに関連技術の研修業務、家禽・牧畜・水生動物の育種及び疾病防除。
- (6) 記念館、博物館、文化館、文化財保護団体、美術館、展覽館、書道絵画院、図書館が実施する文化活動の入場券収入、宗教団体が実施する文化、宗教活動の入場券収入。
- (7) 国内保険機構が貨物輸出のため提供する保険製品。

前項に規定する以外に、營業稅にかかる免税、減稅項目については、国务院がこれを定める。いかなる地区、部門も免税、減稅項目を定めてはならない。

第9条 納税者は、免税、減稅項目を兼營する場合、それぞれ免税、減稅項目にかかる營業額を計算しなければならない。營業額をそれぞれ計算していない場合、免税、減稅を実施してはならない。

第10条 納税者の営業額が国務院財政、税務主管部門が定める営業税の徴収にかかる起点に達していない場合、営業税の徴収を免除する。起点に達している場合、本条例の規定により営業税全額を計算して納付する。

第11条 営業税にかかる源泉徴収義務者は、以下のとおりである。

- (1) 中華人民共和国国外における事業者又は個人が国内で課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売する時、国内において経営機構を設立していない場合、その国内代理人は源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合、譲受側又は買取側は源泉徴収義務者とする。
- (2) 国務院財政、税務主管部門が定めるその他の源泉徴収義務者。

第12条 営業税にかかる納税義務の発生時点は、納税者が課税役務を提供し、無形資産を譲渡し、又は不動産を販売し、かつ営業収入代金を收受済み、又は営業収入代金請求書の証憑を取得した当日とする。国務院財政、税務主管部門が別途定めのある場合、その規定による。

営業税にかかる源泉徴収義務の発生時点は、納税者の営業税にかかる納税義務発生の日である。

第13条 営業税は、税務機関がこれを徴収する。

第14条 営業税にかかる納税場所は、以下のとおりである。

- (1) 納税者は、課税役務を提供する場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。但し、納税者が提供する建築業務並びに国務院財政、税務主管部門が定めるその他の課税役務については、課税役務発生地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。
- (2) 納税者は、無形資産を譲渡する場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。但し、

納税者は、土地所有権を譲渡及びリースする場合、土地所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。

(3) 納税者は、不動産を販売及びリースする場合、不動産所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。

源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対しその源泉徴収にかかる税額を申告して納付しなければならない。

第15条 営業税にかかる課税期間は、それぞれ5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者にかかる具体的な課税期間は、主管税務機関が納税者の納税金額によりそれぞれ審査決定する。固定の期間に応じ納税することができない場合、回数に応じ納税することができる。

納税者は、1ヶ月又は1四半期を一つの課税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。5日間、10日間又は15日間を一つの課税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に税額を予納し、翌月の1日より15日以内に納税を申告し、且つ前月の納税すべき額を決算する。

源泉徴収義務者にかかる税額の納付期間は、前二項の規定により執行する。

第16条 営業税の徴収管理については、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。

第17条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

付属文書：

営業税税目税率表

税 目	税 率
一、交通運輸業	3%
二、建築業	3%
三、金融保険業	5%
四、郵政通信業	3%
五、文化体育業	3%
六、娯楽業	5% ~ 20%
七、サービス業	5%
八、無形資産譲渡	5%
九、不動産販売	5%

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。</p> <p>http://ringring-keirin.jp</p>	
---	---	---